

社員総会規程

(招集)

第1条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事会の決議によりあらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第2条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第3条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事会の決議によりあらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

第4条(総会の決議事項)

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行に対する対価として当法人から受け取る財産上の利益を、社員総会の決議によって定める。

(決議の方法)

第5条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第6条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第7条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

付則

令和 6年 3月 1日制定(令和 6年 2月 24日理事会決議)